

# 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業

香川県内第57号 (令和2年6月10日認定決定)

## 株式会社四国電子計算センター (高松市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。

### 計画期間中の主な取組

◆労働者数 39人(うち女性10人) ◆計画期間 平成29年10月1日から令和元年9月30日

#### 【両立支援に関する取組および制度】

- 育児短時間勤務制度は子が小学校就学前まで利用できます。
- 子の看護休暇制度の弾力的な運用を目指し、対象労働者に対してアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえ、小学校就学前までの期間、時間単位で取得できる制度を平成29年11月に導入しました。また、その間の賃金を有給として取り扱うこととしました。
- 男性社員の子の看護休暇制度利用促進のため、制度改正についてチラシを作成し、社内イントラネットに掲載しました。

#### 【働き方の見直しに資する労働条件整備の取組】

- 年次有給休暇取得促進のために、毎年4月に各部署にて1年間の取得計画を立て、取得状況を毎月末に確認し、管理しました。
- 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの期間にて全社員が繰越年次有給休暇の完全消化を達成しました。

#### 【育児休業等取得状況】

- 計画期間中に女性労働者2名が育児休業を取得し、取得率は100%でした。
- 計画期間中に男性労働者2名がそれぞれ複数回、子の看護休暇制度を取得しました。

#### \*企業からの一言\*

当社は、社員のワークライフバランス実現を目的に状況に応じた制度改正を行っております。

また、男性社員の育児参加を推奨しており、家庭を大切にする事で仕事のモチベーションへ繋がっています。今後も、心身ともに健康な状態で働けるよう努めて参ります。



子の看護休暇を利用し子育て参加中の男性社員

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>